

滋賀県内水面漁場計画（素案）

令和4年11月

滋賀県農政水産部水産課

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
計内共第1号	大津市地先大石川筋	大津市大石龍門町地先にある通称大森の棚堰から上流の同町地先にある塩水橋の上流200mまでの大石川	第5種共同漁業権（にじます、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	大津市田上稲津町、稲津一丁目～五丁目、黒津一丁目～五丁目、太子一丁目～二丁目、田上関津町、関津一丁目～六丁目、大石龍門町、大石龍門一丁目～六丁目、大石曾束町、大石曾束一丁目～五丁目、大石東町、大石東一丁目～七丁目、大石淀町、大石淀一丁目～三丁目、大石富川町、大石富川一丁目～四丁目	—
計内共第2号	大津市地先信楽川筋	大津市大石東町字梅原にある河川管理境界標示板から上流の同市大石富川町地先にある通称尾越の棚までの信楽川および信楽川と加河川との合流点から奥加河橋直下にある奥加河井堰までの加河川	第5種共同漁業権（にじます、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	同上	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計内共 第3号	大津市地先 大戸川筋	大津市上田上堂町地先にあ る堂井堰から上流の大津市 と甲賀市との境界地先一本 松にある宮山井堰までの大 戸川	第5種共同漁業 権（あゆ漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	大津市上田上大鳥居町、上田上 牧町、牧一丁目～三丁目、上田 上平野町、平野一丁目～三丁 目、上田上中野町、中野一丁目 ～三丁目、上田上芝原町、芝原 一丁目～二丁目、上田上新免 町、新免一丁目～二丁目、上田 上桐生町、桐生一丁目～三丁 目、上田上堂町、堂一丁目～二 丁目	—
計内共 第4号	甲賀市地先 野洲川筋	甲賀市水口町今郷地先の野 洲川と同支流稲川との合流 点から上流の野洲川（野洲 川ダムを含む）ならびに田 村川、唐戸川、山中川、笹路 川、音羽谷川、鯰川、元越谷 川および白倉谷川の各支 流。ただし、野洲川本流の同 市土山町青土、土山町鮎河 の字境から下流 1,100mの 区間は除く	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな、うなぎ、 こい、ふな、わ かさぎ漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	甲賀市のうち旧土山町および 旧甲賀町の区域	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計内共 第5号	蒲生郡日野 町地先日野 川筋	日野町村井地先にある日野 川ダム洪水吐ゲートからそ の上流同町西大路地先の和 田橋直下にある西大路堰堤 までの日野川	第5種共同漁業 権（こい、ふな 漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	蒲生郡日野町	—
計内共 第6号	東近江市地 先愛知川筋	東近江市神田町地先にある 御河辺橋から上流の同市政 所町字如来堂地先にある旧 関電発電所堰堤までの愛知 川（永源寺ダムを含む）なら びに和南川、堂後川、松尾谷 川、渋川、樋の谷川および佐 目子谷川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	東近江市石谷町、市原 野町、高木町、青野町、 萱尾町、上二俣町、山上 町、和南町、甲津畑町、 永源寺高野町、永源寺 相谷町、佐目町および 東近江市のうち旧八日 市市、旧愛東町、旧湖東 町の区域	にじます漁業の 区域は、永源寺 ダム堤体より上 流に限る。

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計内共 第7号	東近江市地 先愛知川筋	東近江市政所町字如来堂地 先にある旧関電発電所堰堤 から上流の愛知川ならびに 藤川谷、御池川、神崎川およ び茶屋川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな、うなぎ 漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	東近江市蓼畑町、杠葉尾町、黄 和田町、政所町、箕川町、蛭谷 町、君ヶ畑町	—
計内共 第8号	犬上郡多賀 町地先犬上 川筋	多賀町富之尾地先にある金 屋頭首工から上流の犬上川 ならびに犬上川北流、大杉 川、南後谷川、黒谷川、前谷 川、百々女鬼谷川、御池谷 川、樋田ヶ谷川、小谷川、深 谷川、二瀬川、口無谷川、黒 谷川、茗荷谷川、板ヶ谷川、 スバシラ谷川および清水谷 川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな、うなぎ、 こい、ふな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	犬上郡多賀町川相、藤瀬、富ノ 尾、樽崎、一ノ瀬、仏ヶ後、樋 田、萱原、大杉、小原、壺、霜 ヶ原、佐目、南後谷、大君ヶ畑	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計内共 第9号	米原市地先 姉川筋	米原市伊吹地先にある伊吹大橋から下流 280mの地点から上流の姉川ならびに板名古川、カラオ谷川、足俣川、起し又川、向山谷川、中津又川および瀬戸山谷川の各支流。ただし、同市小泉地先にある伊吹発電所用水取水口堰堤から同市伊吹地先にある小岸橋上流 8mまでの区間および同市曲谷地先にある関西電力曲谷ダム堤体の上流 400mの地点からその上流 500mの区間は除く	第5種共同漁業権（あゆ、にじます、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	米原市のうち旧伊吹町の区域	—
計内共 第10号	長浜市地先 草野川筋	長浜市岡谷町地先にある通称大塚井堰から上流の草野川および各支流	第5種共同漁業権（あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市高山町、寺師町、西村町、太田町、草野町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計内共 第 11 号	長浜市地先 高時川筋お よび杉野川 筋	長浜市木之本町古橋地先にある井明神橋下流にある床止工の下流 100mから上流の大見発電所の用水取水口堰堤までの高時川ならびに瀬谷川、谷川および同市木之本町川合地先にある高時川と杉野川の合流点から上流同市木之本町音羽地先にある通称中の崖までの杉野川の各支流	第 5 種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご漁 業）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市木之本町川合、木之本町古橋、木之本町大見、木之本町石道、木之本町小山	—
計内共 第 12 号	長浜市地先 杉野川筋	長浜市木之本町音羽地先にある通称中の崖から上流の杉野川ならびに向谷川、網谷川、須又川および落谷川ならびにそれらの各支流	第 5 種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな、う なぎ漁業）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市木之本町金居原、木之本町杉野、木之本町杉本、木之本町音羽	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計内共 第 13 号	長浜市地先 高時川筋	長浜市木之本町大見地先にある大見発電所の用水取水口堰堤から上流の高時川ならびに摺墨川、墓谷川、小市川、白谷川、妙理川、奥川並川、鷲見川、尾羽梨川、針川、音波川および脇川の各支流	第5種共同漁業権（あゆ、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市余呉町下丹生、余呉町上丹生、余呉町摺墨、余呉町菅並、余呉町小原、余呉町田戸、余呉町奥川並、余呉町鷲見、余呉町尾羽梨、余呉町針川	—
計内共 第 14 号	長浜市地先 余呉湖	長浜市余呉町川並および下余呉地先にある余呉湖一円ならびに同湖から第一堰堤までの導水路および導水路と高田川との合流点から乎弥神社前にある堰堤までの高田川	第5種共同漁業権（うなぎ、こい、ふな、わかさぎ、もろこ漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市余呉町川並、余呉町下余呉、余呉町八戸	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計内共 第 15 号	高島市地先 鴨川筋	高島市拝戸地先にある行司 橋から上流の八淵滝の七変 返しまでの鴨川および同支 流畑大橋（通称出合橋）から 下流の須川	第 5 種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな漁業）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市拝戸、高島、鹿ヶ瀬、黒 谷、畑、武曾横山	—
計内共 第 16 号	高島市地先 安曇川筋	高島市安曇川町青柳地先に ある新安曇川大橋から上流 の同市安曇川町長尾地先に ある合同井堰までの安曇川 およびその支流の鳴谷川	第 5 種共同漁業 権（あゆ漁業）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市安曇川町下古賀、安曇川 町上古賀、安曇川町長尾、安曇 川町中野、安曇川町南古賀、安 曇川町田中、安曇川町西万木、 安曇川町常盤木、新旭町安井 川、新旭町安井川一丁目～二丁 目	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計内共 第 17 号	高島市地先 安曇川筋	高島市安曇川町長尾地先にある合同井堰から上流大津市葛川貫井町地先にある栃生発電所の用水取水口堰堤までの安曇川ならびに相岩谷川、白土谷川、日の谷川、北川、麻生川、入部谷川、智善寺谷川、小彦谷川、与市谷川、指月谷川、大彦谷川、小野谷川、イバリ谷川、植谷川、蛇子谷川、八幡谷川、横谷川、棚林川、猪谷川、細谷川および日野谷川の各支流	第 5 種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市のうち旧朽木村の区域	—
計内共 第 18 号	高島市地先 針畑川筋	滋賀県と京都府との県境から上流の針畑川ならびに裏梁ヶ谷川、堂の谷川、戸谷川、仲名谷川、小杉谷川、永原谷川、平良谷川、ヒョウ谷川、タンバ谷川、割谷川、ホリ谷川、保谷川、生杉谷川、西谷川および大倉谷川の各支流	第 5 種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市のうち旧朽木村の区域	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計内共 第 19 号	大津市地先 安曇川筋	大津市葛川貫井町地先にある 栃生発電所の用水取水口 堰堤から上流の京都府との 県境までの安曇川ならびに 貫井谷川、梅ノ木川、針畑 川、東山谷川、権兵衛谷川、 オボレ谷川、鎌倉谷川、明王 谷川、ハセ谷川、江賀谷川、 後谷川、シメン谷川、三味谷 川、ニゴ谷川、ゴリゴリ谷 川、盗人谷川、ヘク谷川、促 谷川、坂谷川、足尾谷川、四 條谷川、畔地谷川および逆 谷川の各支流	第 5 種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市葛川坂下町、葛川木戸口 町、葛川中村町、葛川坊村町、 葛川町居町、葛川梅ノ木町、葛 川貫井町、葛川細川町	—